平成２２年（フ）第３６０６号
名古屋市中区千代田３丁目15番24号　アバンティ鶴舞Ｂ棟202号、住民票上の住所福岡県大牟田市新地町14番地７　大牟田市営新地東ひまわり住宅511号
債務者　南里佳代子（旧姓瀬戸山・吉田）
１　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５７３号
滋賀県栗東市中沢１丁目３番28―203号
債務者　土岡　祐也
１　決定年月日時　平成23年１月20日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで　大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５８５号
大津市真野５丁目28番66－208号　コンフォートＭ―Ⅱ、前住所滋賀県高島市今津町北仰５番地３
債務者　髙山　明子
１　決定年月日時　平成23年１月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで　大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５９８号
大津市仰木の里７丁目１番28号、前住所大津市仰木の里東１丁目12番25号　カーサ21　101号室
債務者　松本　清子
１　決定年月日時　平成23年１月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで　大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６０８号
滋賀県守山市勝部２丁目10番30―201号
債務者　寺田　和夫
１　決定年月日時　平成23年１月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで　大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６０９号
大津市南志賀２丁目18番３号
債務者　長井　量子
１　決定年月日時　平成23年１月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで　大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６２０号
大津市粟津町15番４号
債務者　戸森　　悟
１　決定年月日時　平成23年１月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで　大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６２７号
大津市三大寺６番Ｃ―601号
債務者　園田江都子
１　決定年月日時　平成23年１月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで　大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３号
滋賀県甲賀市水口町元町５番８号　コスモハイツ碧水１－２
債務者　南　　六三
１　決定年月日時　平成23年１月20日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで　大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２１２号
滋賀県近江八幡市上田町973番地５
債務者　小谷加保理
１　決定年月日時　平成23年１月19日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで　大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第２９９号
滋賀県彦根市本町１丁目８番19　ラピス本町201号、前住所滋賀県犬上郡豊郷町大字日栄1405番地24
債務者　木村左官こと　木村東四男
１　決定年月日時　平成23年１月19日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで　大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第１８７６号
京都市左京区一乗寺赤ノ宮町19番地　シャトー高野302号
債務者　安倍　史朗
１　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２１３６号
京都市西京区大枝東新林町３丁目５番地16棟403号
債務者　尾崎　尚子
１　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２１７７号
京都府向日市寺戸町東野辺41番地の９
債務者　足立　俊夫
１　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２３０１号
京都府木津川市兜台５丁目１番地13　木津かぶと台団地２―403号
債務者　井田　　理
１　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第５９号
奈良県吉野郡下市町大字阿知賀1311番地
債務者　谷川幸三郎
１　決定年月日時　平成23年１月19日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで　奈良地方裁判所五條支部

平成２２年（フ）第２３２号
松江市上乃木６丁目15番21号、前住所松江市西津田７丁目４番10号
債務者　山本　裕子（旧姓越野）
１　決定年月日時　平成23年１月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで　松江地方裁判所民事部